

## 【新潟市の方限定】行政書士がマイナンバーカードの取得をお手伝いします

最終更新日：2023年12月7日

新潟県行政書士会では、マイナンバーカードの普及を目的として、新潟市との間で、令和5年12月1日に委託を受け、マイナンバーカードの申請サポートや代理交付を行うサービスを行います。

マイナンバーカードの取得に支援が必要な新潟市民の方は、この機会にマイナンバーカードを取得してください。

このサービスは、新潟市に住民登録のある方のうち、新規でマイナンバーカードを取得されたい方が対象です。  
それ以外の方はご利用いただけません。

### 【サービス利用の主な流れ】

#### (1) 申込み

サービス利用希望者は、オンライン申請または市民生活課へお電話にてお申込みください。

お申し込みは、マイナンバーカードを取得されたいご本人のほか、ご家族・お知り合い、施設・団体でも可能です。

ただし、施設等へ入所されている方は、施設を通じてお申し込みください。

お申込みいただいた情報は、新潟県行政書士会を通じて、担当する行政書士へ伝達されますが、このサービス以外には利用しません。

新潟市オンライン申請システム

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/a6a015af-d633-4ee5-9486-f9da33d67154/start>

### 【電話で申し込む場合】

新潟市市民生活課へお電話していただき、「行政書士によるマイナンバーカード取得サポー

トについて」とお伝えください。

電話番号：025-226-1013

受付時間：市役所開庁日（祝日および12月29日から1月3日までを除く月曜から金曜まで）の午前8時30分から午後5時30分まで

## **(2) 申込み内容の確認、予約確定**

新潟市から依頼を受けた新潟県行政書士会が、担当する行政書士を選定します。

担当する行政書士が申し込みされた方へご連絡し、申込内容や本人確認書類等の必要書類の確認を行います。

## **(3) 申請サポート**

行政書士がお申込みされた方の住所へ出向き、マイナンバーカードの申請サポートを行います。

原則としてオンラインでの申請を行うため、当日行政書士が持参した機器で申請と写真撮影を行いますので、機器や写真の準備は不要です。

## **(4) 代理交付・カード引き渡し**

病気、身体の障がい等やむを得ない理由により本人が来庁できない場合、希望により行政書士がマイナンバーカードの代理交付手続きを行います。

代理交付によって行政書士へお渡ししたマイナンバーカードは、行政書士がご本人へお渡しします。

代理交付の手続きは、病気、身体の障がい等のやむを得ない理由がある場合に限られますが、その理由により手続きに必要な書類が異なります。

詳細は、次のリンク先より「病気、身体の障がい等やむを得ない理由により本人が来庁できない場合」で、必ずご確認ください。

病気、身体の障がい等やむを得ない理由により本人が来庁できない場合

[https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/todokede/mynumber\\_card/mynumber\\_card.html#cms171FE](https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/todokede/mynumber_card/mynumber_card.html#cms171FE)

## 【実施期間】

2024（令和6）年3月31日までの市役所開庁日（祝日および12月29日から1月3日までを除く月曜から金曜まで）の午前8時30分から午後5時30分まで。

なお、詳細は、打ち合わせ時に担当行政書士と調整してください。

このサービスは、お申込みいただいた時期や内容によって、お断りさせていただく場合があります。

関連リンク

新潟市

[https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/todokede/mynumber\\_card/mycard\\_gyouseisyosi.html](https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/todokede/mynumber_card/mycard_gyouseisyosi.html)